輸入植物検疫規程第６条第２号の検疫の対象とならない植物として定められている所定の条件を満たした木材こん包材について、その所定の条件に新たな措置（誘電加熱処理）を加えることに係る公聴会

消費・安全局　植物防疫課

平成２６年６月

農林水産省

輸 入 検 疫 の 概 要

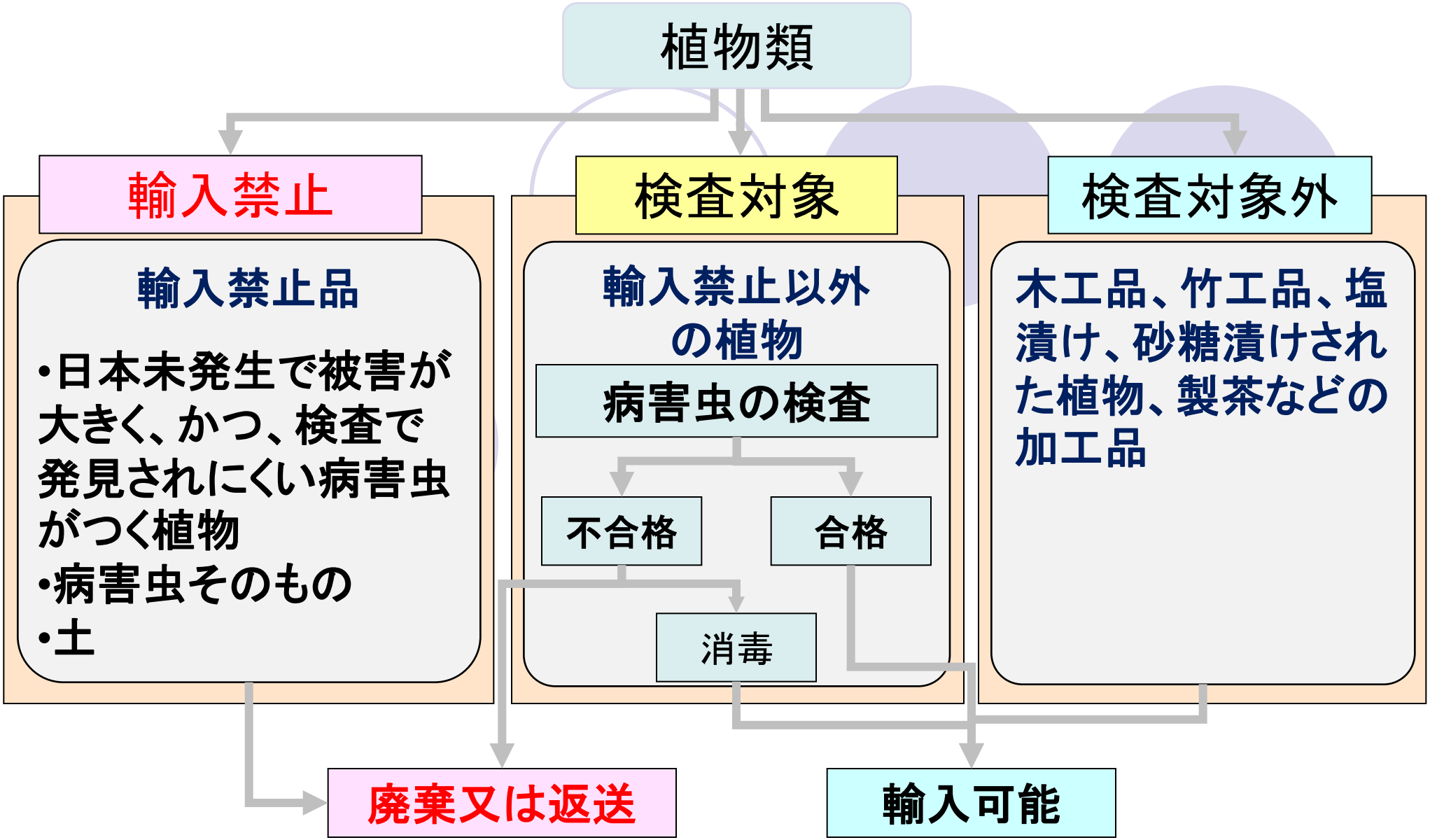
植物類
輸入禁止
輸入禁止品
•日本未発生で被害が大きく、かつ、検査で発見されにくい病害虫がつく植物
•病害虫そのもの
•土
検査対象
輸入禁止以外の植物
病害虫の検査
不合格
合格
消毒
検査対象外
木工品、竹工品、塩漬け、砂糖漬けされた植物、製茶などの加工品
廃棄又は返送
輸入可能

木材こん包材の取扱い

○国際植物防疫条約に基づく「植物検疫措置に関する国際基準第15」（以下、ISPM 15）で規制の対象とならない材（合板、ベニヤ、パーティクルボード等）で作られた木材こん包材
○ISPM 15に基づく消毒処理がされ、処理済み表示のある木材こん包材

→ 検疫対象外

○ISPM 15に基づく処理済み表示のない木材こん包材

→ 検疫対象

ISPM 15の対象となる木材こん包材

パレット

木箱

木枠

ドラム

堰板

とめ木

ダンネージ

ISPM 15の対象とならない木材こん包材

合板、パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード、ベニヤなど加工・処理された材で作られたこん包材

（写真は合板）

その他：おがくず、削りくず、木毛、チップなど

（写真左：チップ、写真右：木毛）

木材こん包材の検疫措置の経緯

ISPM 15が制定されるまで

●米国におけるツヤハダゴマダラカミキリの侵入やEUにおけるマツノザイセンチュウの侵入警戒などを機に、木材こん包材を通じ侵入する森林病害虫に対し、検疫措置を求める国が増加

●我が国は、検疫措置を要求する国ごとに対応（中国、フィンランド、EU）

平成14年3月、ISPM 15が制定

（国際貿易に伴うこん包材に付着する病害虫の侵入及びまん延のリスクを輸出国で低減するための検疫措置を規定）

● 消毒処理
- ・熱処理（HT） 材中心温度56度 30分
  または
- ・臭化メチルくん蒸（MB） 温度に応じて48－64g／㎥ 24時間

●消毒処理済みの表示
木材こん包材に統一様式の表示

消毒処理済みの表示

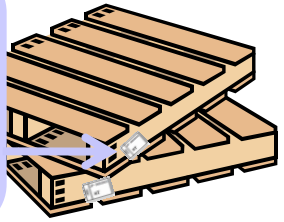

ISPM 15制定後

●平成15 年10月、**「輸出用木材こん包材消毒実施要領」**を定め、国際基準に基づく木材こん包材の消毒に対応

●平成19年2月、消毒証明制度をより合理的に運用するために、国が一部行っていた登録・管理の業務を含めて全て民間が業務を行い、国が同制度全体を監視する体制へと再構築し、同要領を改正

●平成19 年3月、我が国における病害虫リスクアナリシスの結果、輸入木材こん包材を経路とした検疫有害動植物の侵入リスクがあると判断されたことを受けて、**「輸入植物検疫規程」を一部改正**し、併せて**「輸入木材こん包材取扱要領」**を定め、輸入木材こん包材に対する植物検疫措置を開始

国際貿易における木材こん包材の規制（現行）

－国際植物防疫条約に基づく「植物検疫措置に関する国際基準第15」（ISPM 15）－

木材こん包材に病害虫が付着して、世界各国にまん延し、経済的被害を生じる恐れ

↓

世界各国で一定の植物検疫措置を講ずることが必要と認識

国際基準の認定措置 → 輸出国で実施

○ 処理

- 熱処理（HT）： 材中心温度 56℃、30分
- 臭化メチルくん蒸（MB）： 温度に応じて48−64g/m^3、24時間

○ 処理済の木材こん包材には、以下のマークを表示

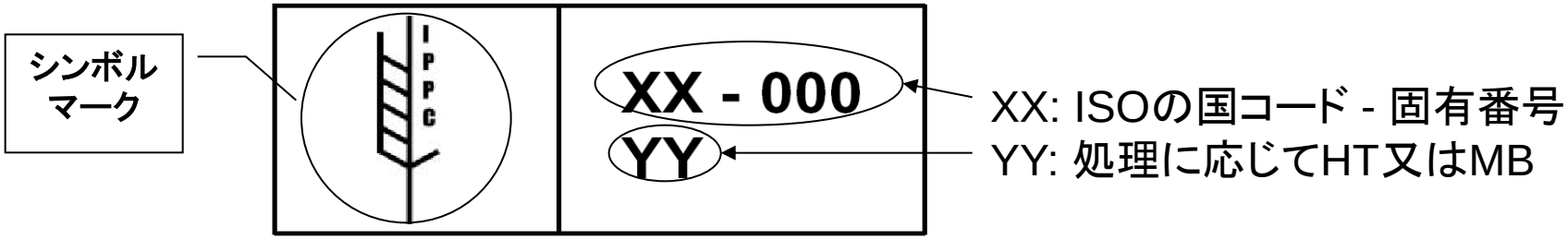

＊木材こん包材とは、国際基準上、「物品の保持、保護又は運搬に用いる木材又は木製品（パレット、ダンネージなど）」

国際貿易における木材こん包材の規制（今後）

－国際植物防疫条約に基づく「植物検疫措置に関する国際基準第15」（ISPM 15）－

国際基準の認定措置 ➡ 輸出国で実施

○ 処理

- 熱処理（HT）： 材中心温度 56℃、30分、2つ以上の温度センサーの使用
- 臭化メチルくん蒸（MB）： 温度に応じて、
  24時間後のCT値が650−900g･H/m^3、最低最終濃度が24−32g/m^3
  （24時間後のCT値が条件に達しなかった場合の処理時間の追加）
- 誘電加熱処理（DH）： 材表面温度 60℃、1分間

○ 処理済の木材こん包材には、以下のマークを表示

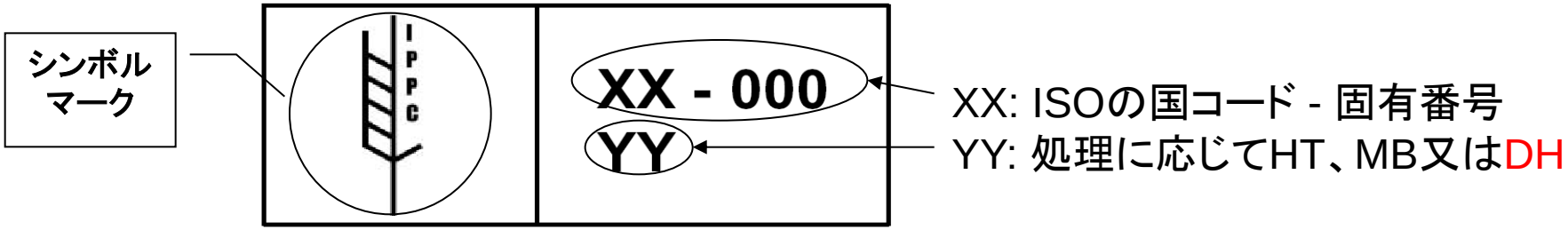

※ 下線については、2013年のISPM 15の見直しにより新たに加わった事項。

誘電加熱装置の概念図
（バッチ式）

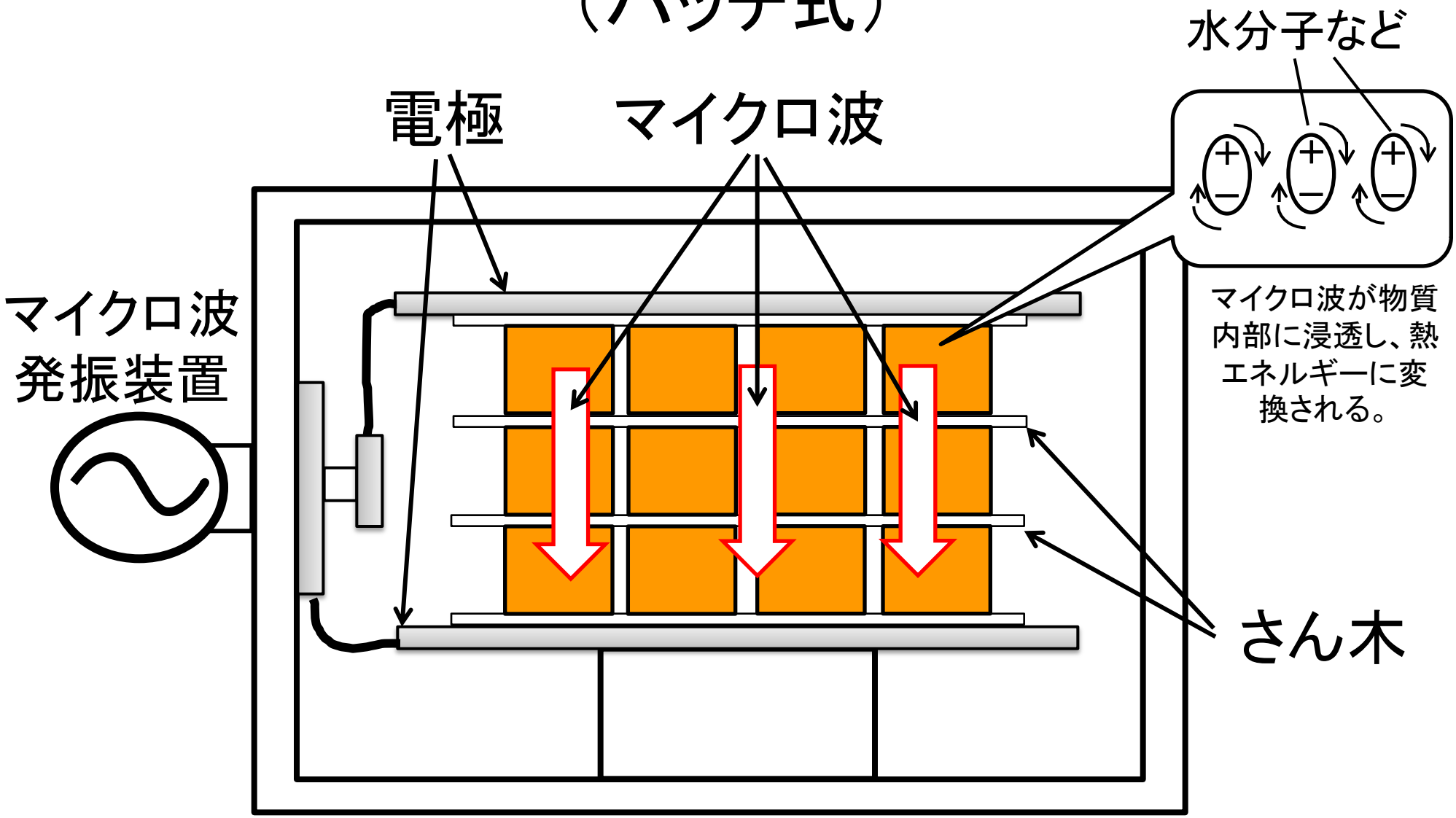

誘電加熱装置の概念図
（コンベアー式）

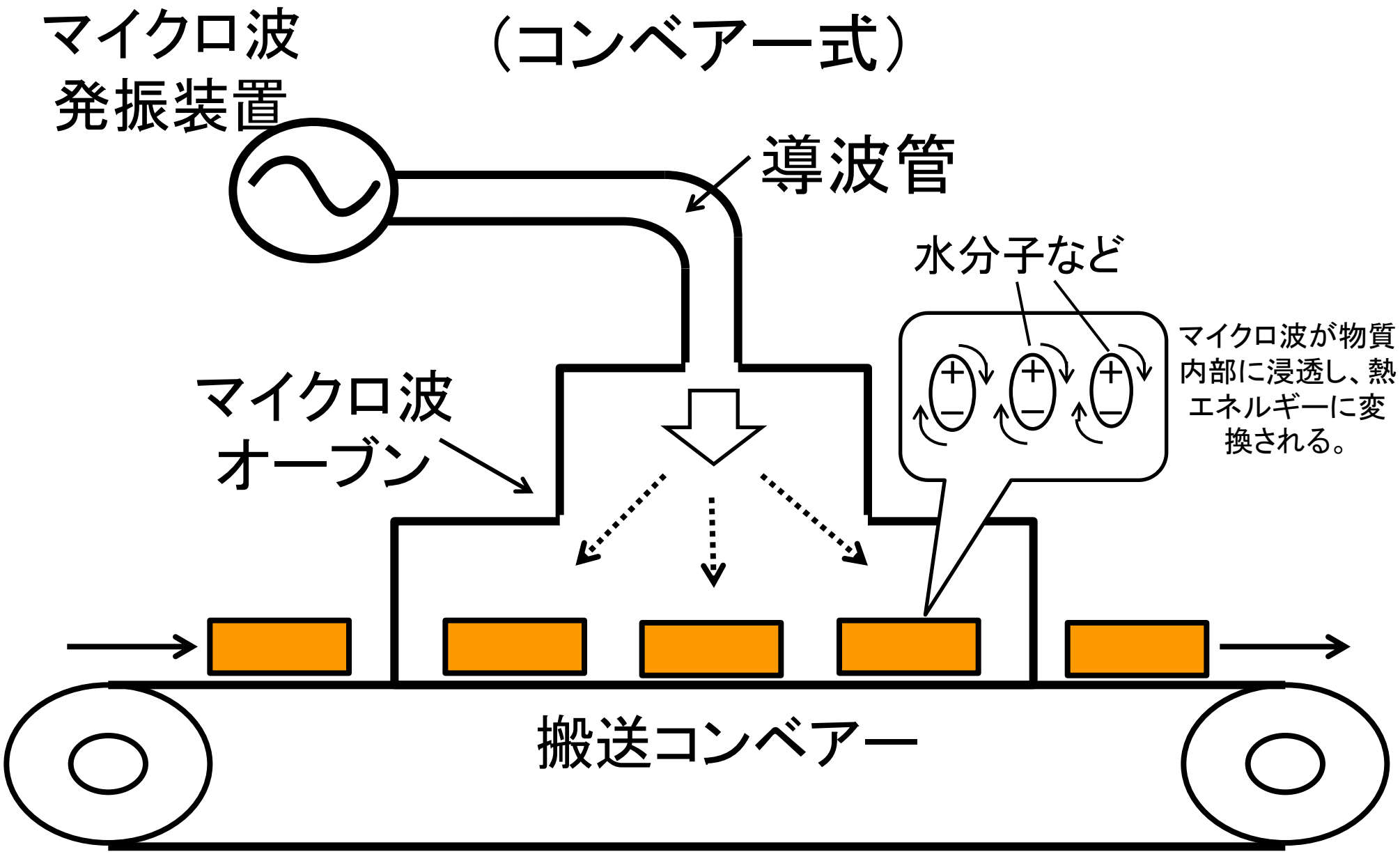

ISPM No.15の誘電加熱処理基準（概念図）

①一片又は積み重ねた木材の最も小さい寸法部分が20cmを超えないこと。
②加熱開始後、材の温度が30分以内で60℃へ、その後1分間はこの温度以上で加熱されること。

本処理に適用できる材

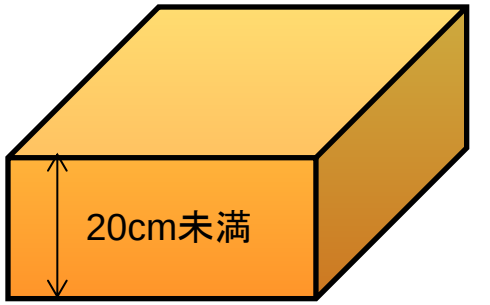

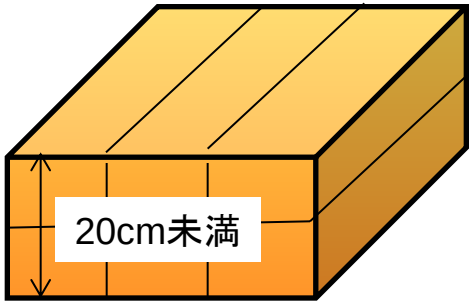

適用できない材

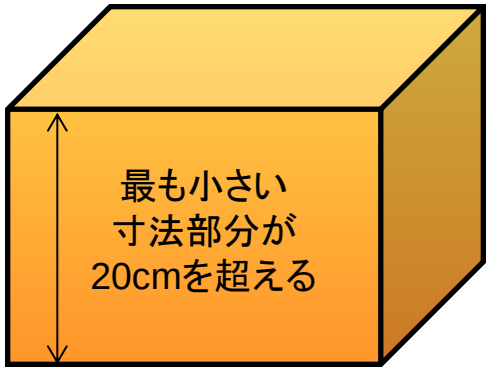

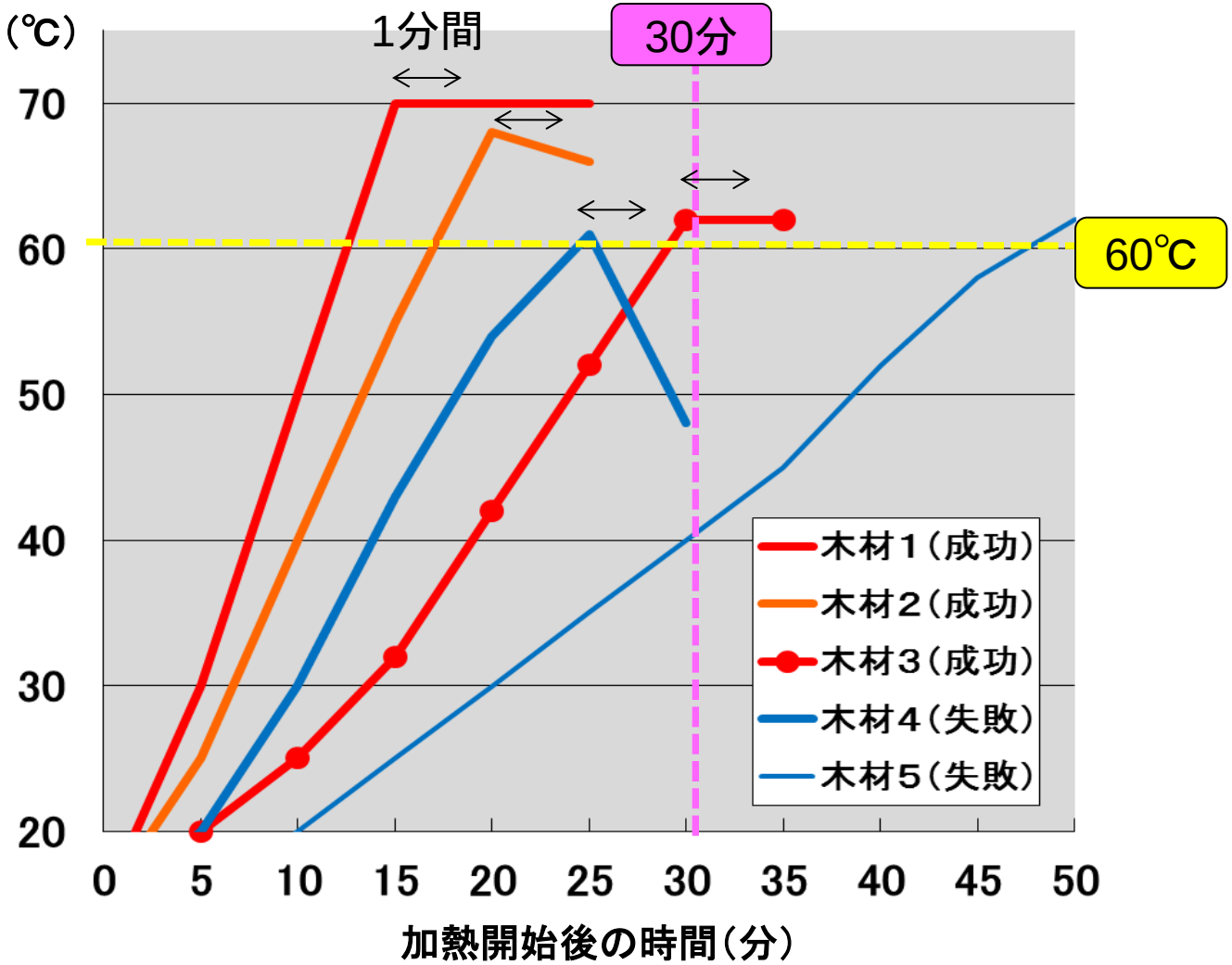

輸入植物検疫規程の一部改正の概要　1

現　行

輸入植物検疫規程

（検疫の対象とならない植物）

第六条

一　（略）

二　木材こん包材（加工又は処理が行われていない木材を用いて製造された、パレット、ダンネージ、木枠、こん包ブロック、ドラム、木箱、積載板、パレットカラー、スキッドその他のこん包材にあつては、生産国において別表第六に掲げる方法による消毒が行われ、かつ、別記様式による表示が付されているものに限る。）

三　～　十　（略）

改正案

輸入植物検疫規程

（検疫の対象とならない植物）

第六条

一　（略）

二　木材こん包材（加工又は処理が行われていない木材を用いて製造された、パレット、ダンネージ、木枠、こん包ブロック、ドラム、木箱、積載板、パレットカラー、スキッドその他のこん包材にあつては、生産国において国際植物防疫条約に基づき設置された植物検疫措置に関する委員会が定める植物検疫措置に関する国際基準第十五（ISPM　15）の附属書一の規定に適合する方法による消毒が行われ、かつ、当該国際基準の附属書二の規定に適合する方式による表示が付されているものに限る。）

三　～　十　（略）

輸入植物検疫規程の一部改正の概要　２

現　行

輸入植物検疫規程

別表第六　木材こん包材の生産国における消毒方法の基準

〔第六条〕

方法	実施の基準											摘要
	薬量（単位グラム毎立方メートル）	処理時間	温度	最小濃度（単位グラム毎立方メートル）								
				二時間後	四時間後	一二時間後	二四時間後					
一熱処理		三〇分以上	五六度以上					温度は木材こん包材の中心温度とすること。				
二臭化メチルくん蒸	六四	二四時間	一〇度以上	四八	四二	三六	三二	濃度の測定は、少なくとも二、二四時間後に実施すること。				
	五六	〃	一六度以上	四二	三六	三二	二八					
	四八	〃	二一度以上	三六	三一	二八	二四					

改正案

輸入植物検疫規程

別表第六を削る。

輸入植物検疫規程の一部改正の概要　３

現　行

輸入植物検疫規程

別記様式　木材こん包材の消毒済み表示〔第六条〕

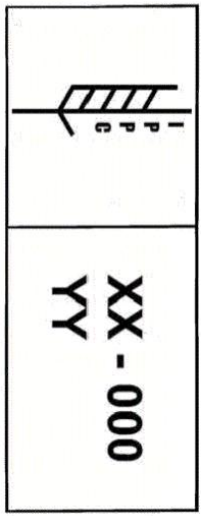

備考

１本表示は、少なくとも、シンボルマーク、木材こん包材の生産国を示す２文字のＩＳＯ国名コード（ＸＸ）及び木材こん包材の生産者の登録番号（ＯＯＯ）並びに別表第６に掲げる消毒方法を表すもの（ＹＹ。熱処理にあつてはＨＴとし、臭化メチルくん蒸にあつてはＭＢとする。）を含むものとする。

２本表示は、以下のとおりとすること。

（１）明瞭に判読できること。

（２）恒久的であり、かつ、取り外せない方法で付されていること。

（３）目に見える位置に配置され、可能な限り木材こん包材の１面と反対側の１面の少なくとも２面に付されていること。

（４）赤色及びオレンジ色は、使用を避けること。

改正案

輸入植物検疫規程

別記様式を削る。